

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて
請議します。

令和元年8月2日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（令和元年7月26
日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定無形民俗文化財とし
ての指定をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 無形民俗文化財 1件

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
無形民俗	石刀祭	一宮市今伊勢町馬寄字石刀2	石刀まつり山車保存会



令和元年7月26日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 丸山 宏



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成29年7月28日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。
なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

無形民俗文化財 石刀祭

指定理由書

種 別	無形民俗文化財
名 称	石刀祭
所 在 地	一宮市今伊勢町馬寄字石刀2
保 存 団 体	石刀まつり山車保存会
指 定 理 由	

石刀祭は頭人行事、献馬、からくり人形を操る山車の三つの要素で構成されている。現在は、4月19日に頭人行事と例祭が、その後の日曜日に献馬と山車行事が行われる。社蔵文書（宝暦年間）、『尾陽村々祭禮集』（宝暦5年／1755）、『葎之滴 感興漫筆』（嘉永4年／1851）、『尾張名所図会後編』（明治13年、1880）などによれば、江戸時代には祭礼日は8月19日であったと共に当時から著名な祭りであったことが分かる。近代になって4月19日に変更され、さらに昭和末期から頭人行事・例祭は旧来通り、献馬・山車行事は日曜日にと分離して行われるようになった。

氏子域9地区のうち、頭人（写真①）は大聖地区が、献馬（写真②）は大聖、更屋敷（東皿屋敷と西皿屋敷）、呑光寺、山之小路、六地藏、吉田の6地区、山車（写真③④⑤）は大聖、中屋敷、山之小路の3地区が担っている。

頭人は明治時代までは稚児であったといい、大人が務めるようになってからも厳重な潔斎が課されたという。また頭人を出す家を当元といい、祭礼に関わって供される茶菓、酒肴などはすべて当元の負担で、献馬の宿も当元が当てられた。平成21年以降は、お神酒、供え物のみ当元の負担となり、頭人の負担を軽減しつつ継承されている。とはいえ、頭人が決定すると公民館内にいわゆる差定にあたる「差口」が張り出され、頭人宅の玄関にはしめ縄が張られるなど、なお古様な伝承が認められる。例祭当日は、裃姿で二人の警護役に守られて神社に向かい、9地区の代表が参集して例祭神事が執行される。

頭人役は大聖地区の全戸から、毎年一人ずつ家並みの順に担当することになっており、新入者も15年目に当元を務める決まりで、大聖地区の全戸が担い手となる仕組みになっている。一方、山車の運行や献馬の奉納などの実質的な担い手は各地区で「年行事」という役割が当番制で決められている。

山車と献馬奉納当日の午後、それぞれ趣向を凝らした馬道具を負った献馬がまず神社に参拝し、その後山車のからくりと囃子の奉納があり、その後再び献馬が参拝して社殿の周りを時計回りに一周する。最後尾の吉田の馬のみ社殿を回らず参道を駆け抜ける。これを「吉田の駆け抜け」といい、その後他地区の馬が退出し、山車もそれぞれ退出して祭礼は終わる。

山車は所謂犬山型と称される三層外輪の形式で、歴史的には大聖車と更屋敷車の二輦で始まり、呑光寺が加わって三輦となり、その後中屋敷、山之小路が加わり第二次世界大戦で更屋敷、呑光寺が焼失するまで五輦があった。からくりは、いわゆる離れからくりで、現行は大聖車＝唐子の綾渡り、中屋敷車＝唐

子の大車輪、山之小路車＝童子の倒立と綾棒下がりとなっている。なお、大聖車の上山は明和9年（1772）に制作された犬山の練屋町の旧山であることが上山の墨書および『犬山祭行装絵巻』などから確認され、制作年代が明瞭な犬山型の山車として最古のものである。

祭りの創始は社伝によれば、関ヶ原合戦の際に徳川氏が陣営を設けたことにより荒廃したため、合戦後、徳川氏の命によって修復がなされ、その奉祝のために慶長13年（1608）山車・馬を奉納したのが最初であるとする（前掲社蔵文書）。前掲『葎之滴 感興漫筆』は、「馬を走らしむるの際は、偶人を躍らしむる事を許さず」と記し、献馬と山車との間には明瞭な格付けがあったこと、馬駆けが重要な行事であったことなどが知られる。これは現行の次第や「吉田の馬駆け」に踏襲されていると見られる。

一般には「馬の塔」の名称で知られる献馬と、操り人形が付随する山車は愛知県とくに尾張を代表する祭礼行事である。しかし、この両者が併存しているのは稀であり、加えて頭人行事が山車祭礼と共にあるのは県下では極めて希で、本祭礼の最大の特徴である。このような特徴は全体的に古様な様式を残していることと無関係ではないと予想され、愛知県あるいは中京圏下に展開している祭礼文化の変遷過程を知るうえで貴重な資料を提供するものである。付言すれば、岐阜県中濃から東濃地域で山車祭礼に頭人行事が伴っている事例が三例ある限りである。いずれも、戦国期から近世初期に尾張の天王祭礼の影響下に成立した山車祭礼である（御嵩薬師祭礼、大矢田ひんここ祭り、久々利八幡祭礼）。

以上のように本祭礼は古様な一面を残しつつ、その一方で祭礼行事の担い手は現代にも受け入れられやすいように周到に組織化されており将来的な維持継承にも不安がない。よって県指定にふさわしいと考えられる。

参考文献 一宮市尾西歴史民俗資料館「いちのみやの山車祭礼」平成27年

石刀祭 関連資料

位置図



写真① 頭人行事（4月19日）



写真② 献馬



写真③ 大聖車



写真④ 中屋敷車



写真⑤ 山之小路車



愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 9		1 0 9
		工 芸 品	1 1 0		1 1 0
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4	1	4 5	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 2		6 2	
合 計		6 1 5	1	6 1 6	